

## 公益財団法人中島記念財団 2021（令和3）年度奨学生募集要項

- 1 **募集人数** 年間 30 名から 40 名
- 2 **奨学金額** 1 人あたり月額金 10,000 円
- 3 **支給期間** 1 年間
- 4 **応募資格**
  - (1)日本以外の国籍を持ち、岡山県内の大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校等の正規課程に在籍する東南アジア諸国を中心とする諸外国からの留学生であること
  - (2)併給が認められていない他の奨学金を受給していないこと
  - (3)心身ともに健全であり、学力優秀かつ穏健な性格の持ち主であること
  - (4)日本における在留資格が「留学」であること
  - (5)日本で就業している親が存在しないこと
  - (6)日本での修学期間が奨学金支給開始から 1 年以上あること
- 5 **提出書類**
  - (1)奨学金給付申込書
  - (2)外国人登録証明書又は在留カードの写し（表裏両面）
  - (3)学業成績表（日本における学業成績表を交付されなかった場合は、母国における最終学歴校発行の学業成績表及びその日本語訳又は英訳）
  - (4)大学院に進学予定の者はその合格通知の写し
  - (5)写真 1 枚（サイズは 4×3cm。6 ヶ月以内に正面を向いた上半身を撮影したもの。申込書に貼付し、裏面に撮影年月日と氏名を記載すること。）
- 6 **募集期限** 2021（令和3）年 5 月 25 日（火曜日）必着
- 7 **書類提出先** 所属校の留学生担当窓口を通じて申し込む
- 8 **選考** 当財団の奨学生選考委員会における書類選考。必要に応じて書類選考合格者に対し面接選考。選考結果は令和 3 年 7 月通知予定。
- 9 **報告義務** 奨学金を受給する年度の 9 月及び 2 月に、当財団に対して学業報告書を提出することを要する。
- 10 **注意事項** 次の 1 つにでも抵触した場合、奨学金給付を停止することがある。
  - (1)病気その他の事由により、修学を継続する見込みがない場合
  - (2)学業成績不良、素行不良など、修学の継続に不相当と判断される場合
  - (3)当財団の名誉を傷つけたと認められる行動をした場合
  - (4)申告した事項に真実と異なるものが含まれていることが判明した場合
  - (5)2 ヶ月以上継続して連絡が取れない場合
  - (6)休学、留年、留学、退学、転学等をした場合

以上